

令和 4 年 第 10 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和4年10月25日(火)

## 色麻町農業委員会議事録

令和4年10月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

### ・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名      ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美      ・事務局長 高橋 康起

議決事項      議案第24号 農地法第3条の規定による許可決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は12名でございます。  
定足数に達しておりますので、第10回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、2番 堀籠慶浩委員、3番 鎌田一宣委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。  
議案第24号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第24号、農地法第3条の規定による許可決定について。  
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号12番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号12番 譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 黒沢字新本田○一○ 外2筆、地目 田及び畑、地積6,690㎡、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。  
譲受人の ○○さんは、引き続き耕作目的で所有するものであり、農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしているものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を8番 阿部きよ子委員よりお願いします。

阿部委員

それでは、番号12番について、現地確認の報告をいたします。

去る、10月11日、担当委員 大泉 貞行 委員、早坂 成弘 委員、それに私と、高橋局長の4名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願ひ申し上げ報告といたします。

議 長

ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号12番については、可と決しました。

議 長

番号13番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号13番 賃貸人 ○○さん、賃借人 ○○さん、申請地 王城寺字八原〇一〇 外3筆、地目 田、地積 12, 138㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

6月の総会で審議しました○○さんを通して買い入れた農地ではありますが、賃借人の○○さんは、引き続き耕作目的で所有するものであり、農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしているものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。

議 長

現地調査の報告を9番 大泉 貞行 委員よりお願いします。

大泉委員

それでは、番号13番について、現地確認の報告をいたします。

現地調査の日程及び担当委員については、12番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

申請地の利用状況、管理状況などを確認して参りましたが、買い入れ後、まだ手つかずで雑草が生い茂っている状況でありました。。

そのような状況ではありますが、○○さんが新規就農のために賃借権を設定す

るものであり、今後、すみやかに管理を徹底してもらえれば問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長　　ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

早坂勝一委員　　〇〇さんが新規就農するといった状況のようですが、牧草の貸付をするだけで詳細な説明はないのですか。

事務局長　　〇〇さんですが、新規就農者ということではありますが、〇〇さんところで牛を増やしていくといった方でありまして、最終的な導入予定は、52頭と伺っております。牛を飼う場所は、〇〇さんの農場を借りる形で機械等も〇〇さんから借りて行うようであります。

早坂勝一委員　　〇〇さんは、新規就農と言うことは、独立するという話で理解してよろしいのですか。それとも〇〇さんの農場で独立するということなのか、それだと〇〇さんの農場にいることになりますよね。そのへん判れば説明お願いします。

事務局長　　青年等新規就農の関係で知りうる情報になりますが、独立とかの話は特に聞いておりません。今は従業員でいますけど後継者になるのかといったところもまだわかりませんが、5年間の見通しとしては52頭まで増やして、その場所でやっけていくといった所が今のところの考えと聞いていて、更に将来的なことは聞いていません。

早坂勝一委員　　新規就農するとなれば独立してやるのが本筋なのかなと私は思うのだが同じ所で行ったり来たりしているのであれば、将来的にどうなるのか不安を覚えるのですよ。ただ単に補助金目的のような話ではどうなのかなと私も考えているんだけどね、将来性がある程度示されてかなと思います。

議長　　分けて行うのでしょうか、〇〇さんの農場で新規就農といった形になるのかなって感じはしますね。

堀籠慶浩委員　　新規就農の形に拘れば、町の方で申請があった場合に町として認めるかどうかのことなんだと思います。そこには計画書などが必ず存在するわけで、町では認めているのですか。

事務局長　　新規就農者として町では認めているということです。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号13番については、可と決しました。

議長 以上で、議案第24号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第10回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時38分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年10月25日

議長（会長） 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 堀籠慶浩 ⑩

署名委員 鎌田一宣 ⑩